- 要約筆記をご存知ですか? ---

聴覚障がいの人は外見からは障がいを持ってい ることがわからず、不自由さが理解されにくいで す。聞こえないことで家庭や職場、地域で孤立し たり不便な思いをすることがあります。「要約筆 記」とは、聞こえてくる音声を要約し文字に書い て、聞こえの不自由な人に伝える大切なコミュニ ケーション方法です。

「要約筆記」には、話のスピードに遅れないよ うに正しい情報を誰もが読みやすい文字で書くこ とが求められます。また守秘義務があり、利用し た際に個人情報が漏れることはありません。

聞こえにくくて困っていませんか ~耳代わりしますよ~

町内に在住する聴覚障がいの人に、要約筆記の 個人派遣を行っています。普段日常生活で話が聞 こえづらくお困りの人は健康福祉課までお気軽に ご相談ください。

対象者 申請先

町内在住の聴覚障 健康福祉課障害福祉係

がい者など

AND MATERIAL PROPERTY OF THE PROPERTY OF TH

☎ 34-2090 **/⋒** 32-2977



町内で要約筆記の活動をされている「OHP 田原本| の伊福さん・山下さんにお話を伺いました。

地域で活動する要約筆記のサークルが次々と立ちあ がり始めたころ、1995年に「OHP田原本」として 活動を始めました。私たちは主に講演会などでの全体 投影(スクリーンに要約した情報を映し出す)や個人 派遣で利用される人へのノートテイクをしています。 特に個人派遣では利用される一人一人によって事情 や希望することが違うので、事前に情報をお聞きして、 当日臨機応変に対応しています。

しかし個人派遣の活動はあまり認知されていません。 個人派遣では、聞こえの不自由な人が役場や病院など に行って話を聞く際の耳代わりになっています。身内 の人が付き添いで代わりに話を聞くのとは違い、私た ちは話をしている人と利用者の人が主体的に対話がで きるようにしています。少しでもお困りのことがあれ ば、ぜひお気軽にご利用ください。

私たちは要約筆記者として活動していますが、専門 的なことでなくても皆さんにもできることはあると思 います。一番大切なのは困っている人がいたら自分に

何ができるのかを考えることで す。気づいたらすぐ行動して助 ける・助け合う社会になること を願っています。









日時



第32回心身障害者(児)作品展

町役場1階アトリウムで、第32回心身障害者(児) 作品展を開催します。個性にあふれる作品が展示され ていますのでぜひご覧ください。また作品展示のほか、 さまざまな障がいの特性についての紹介もしています。 お気軽にお立ち寄りください。

12月6日次~15日金 開催期間

場所 町役場1階 アトリウム





磯城郡地域自立支援協議会による 授産品の販売を行っています

磯城郡地域自立支援協議会は、障がい者などが住み よいまちづくりを進めるため、地域住民や福祉・保 健・医療・教育・労働などの関係機関が有機的に連携 し、地域を活性化させるための仕組みづくりを行うこ とを目的として活動しています。

毎月第3木曜日に町役場で授産品(クッキーなど) の販売を実施しています。売上の増加は、障がい者雇 用や生産の促進・技術の向上につながります。ぜひご 利用ください。

毎月第3木曜日

午前 11 時 30 分~午後 1 時

場所 町役場1階 アトリウム







授産品のお菓子の包装作業 (どっとゆう) 利用者同士で協力して楽しく作業しています

│ 令和6年4月 | 日から 合理的配慮の提供が義務化されます

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者 に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不 当な差別的取り扱いを禁止し、障がいのある人から申 出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めること などを通じて「共生社会」を実現することを目指して います。

事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供 は努力義務とされてきましたが、令和6年4月1日 からは義務となります。

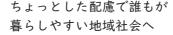
あいサポート運動を広げませんか?

あいサポート運動は多様な障がいの特性や障がいの ある人が困っていること、必要な配慮などを理解し、 困っている時にちょっとした配慮や手助けなどを実践 することで、誰もが暮らしやすい社会を作っていく運 動です。

奈良県のホームページにはさまざまな障がいや必要 な配慮について分かりやすくまとめられているテキス ト「シルコトカラ -障害を知り、共に生きる-」と DVD が紹介されています。

まずは、知ることから 始めませんか。







奈良県障害理解促進 DVD (シルコトカラ・手話言語)

誰もが活躍できる いきいきとした社会へ

12月3日~9日は「障害者週間」です。これ は国民の間に広く障がいのある人の福祉について の関心と理解を深めるとともに、障がいのある人 が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動 に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定 められたものです。

この機会に、すべての人が快適に生活できる社 会を実現するため、障がいのことや障がいのある 人のことについて考えてみませんか。

健康福祉課障害福祉係☎ 34-2090

CHECK 「合理的配慮」の提供とは?

日常生活・社会生活において提供されている設備や サービスなどについては、障がいのない人は簡単に利 用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、 結果として障がいのある人の活動などが制限されてし まう場合があります。このような場合に障がいのある 人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要が あります。それが障害者差別解消法で定められている 「合理的配慮」の提供です。

「合理的配慮」の提供の考え方

- ●行政機関等と事業者が、
- 2その事務・事業を行うに当たり、
- 3個々の場面で、障がい者から「社会的なバリアを取 り除いてほしい| 旨の意思の表明があった場合に
- ④その実施に伴う負担が過重でない時に
- 6社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な 配慮を講ずること

POINT

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と 事業者などとの間の「建設的対話」を通じて相互理解 を深め、ともに対応案を検討していくことが大切です

(建設的対話を一方的に拒むこ とは合理的配慮の提供義務違反 となる可能性もあるため注意が 必要です)。



05 広報たわらもと 2023.12 広報たわらもと 2023.12 04